

## 第2回伊丹市いじめ防止等対策審議会 議事録

日 時 平成28年10月17日（月）10:00～11:30

場 所 伊丹市立総合教育センター 2階 研修室

出席者 新井 肇 委員長、佐藤 幸宏 副委員長、池田 修一 委員、石崎 和美 委員、  
市川 伊久雄 委員、大路 周宏 委員、岡野 英雄 委員、鈴木 隆一 委員、  
田中 孝治 委員、西山 祐子 委員、花光 潤一 委員、林 明美 委員、  
福田 直 委員、松本 喜美子委員、村上 順一 委員、

傍聴者 2名傍聴

事務局 皆様こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。  
ただ今より、平成28年度第2回伊丹市いじめ防止等対策審議会を始めさせていただきます。  
私は、本日の進行を務めさせていただきます伊丹市教育委員会事務局学校指導課の福本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の会議につきましては、議事録作成の関係から、録音をさせていただくことにつきまして、ご了解いただきますようお願いいたします。

始めに委嘱状を交付いたします。この度、伊丹市自治会連合会において委員の改選があり、原田智恵子委員から市川伊久雄委員に変更となりました。これより、木下教育長から委嘱状を交付させていただきます。

### 【 委嘱状の交付 】

市川委員よろしくお願いたします。本審議会委員の紹介につきましては書面にてご案内させていただきます。なお、今回、中西 史宏委員及び、仲野由季子委員は欠席する旨、伺っております。

続きまして、傍聴要領等についてご説明いたします。会議は原則として公開であります。「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第4条「審議会等の会議の公開は、傍聴によるものとし、傍聴に関する手続き及び遵守事項は、会長が別に定める。」に基づき、第2条の傍聴定員でございますが、「会長は、開催場所の定員等を勘案し、傍聴者の数を制限することができる」とあります。なお、傍聴希望者がその人数を上回る場合は、抽選によって傍聴者を決めることにしております。本日は2名の傍聴希望の方がおられます。会長、いかがいたしましょうか。

会 長 それでは、本日2名の傍聴希望者がおられますが、今回は会場内に希望者全ての傍聴を許可いたします。みなさんよろしいでしょうか。では、ここで、傍聴者の方に入っていた

だくことにします。

事務局 以後の進行につきましては、会長により進めていただきます。新井会長よろしくお願  
いたします。

会長 おはようございます。会長の新井です。これから始めさせていただきます。会に先立ち  
まして、挨拶をいたします。

いじめの防止対策推進法ができて3年が経ちました。3年で見直すことになっておりま  
す。実体的な動きはどうなっているのか、国のいじめ防止対策審議会の副座長として以下  
の3つの論点について検討しております。

1つ目はいじめの定義です。これまでは、一方的な圧力、継続的な圧力、深刻なダメー  
ジ等、社会通念的な捉えでしたが、これでは判断に苦しむ。ですから、本人の意図は問わ  
ず、1回でもいじめにより、苦痛を与えられたらと「いじめ」であるとすると、こんなこ  
とまでいじめなのかと現場で混乱をきたしています。

これがいじめなのかという声が多いのですが、どんなに小さいものでもいじめという法  
の定義になっています。全国では、法ができて痛ましい事件が起きています。小さい  
いじめでも、いじめと捉える感覚が法の定義の意味することです。

以前は、対策が打っているから認知件数が少ないとみていましたが、対策が打っている  
ところについて小さいものまで認知しているとみています。最も認知件数の多い京都府と  
少ない佐賀県では30倍の認知件数の差があります。兵庫県は認知件数が低い方です。し  
かし、伊丹市は件数としては他市に比べてきっちりといじめを認知しています。

定義が広範囲ではありますが、定義の明確化を計ろう、事例を示し、わかりやすくして  
いこうとしています。

2つ目は、法ができて深刻な事態はやみません。学校の中で担任の先生が抱え込むな  
ど、情報共有、組織的対応ができていないことがあります。情報共有を怠れば、懲戒処分  
になるという新聞の記事がでました。いじめを確認したら、適切に迅速に対応と規定され  
ています。地方公務員法から法の遵守を怠ったという点で罰則が課される場合もありま  
す。議員には、法の中に罰則を設けようと考えている人もいます。私は、現場の先生のが  
んばりを補強したいと考えて発言していますが、厳しいものも世間にはあります。教職員  
が萎縮せずにいじめに取り組める措置が必要であります。法でしぼるだけがよいのではあ  
りません。そのためには、人員確保が必要であると考えます。

3つ目は、地域・社会総掛かりでいじめをなくそうといわれていますが、なかなか進ん  
でいません。都道府県レベルでは法の整備がほぼできていますが、市町村レベルでは4割  
くらいしか法の整備がされていません。伊丹市はいち早く作成しています。地域性があっ  
て、指導主事が2~3人というところもあります。人口が少ないために、組織がつくれな  
い市町村もあります。いじめ防止基本方針を作って、努力し、実体的な連携を作ってい  
こうという論点があります。そういう意味で伊丹市の審議会において議論し、元気な伊丹の  
子を育てていくことが大切です。課題もあると思いますが、忌憚のない意見をだしていた

だいて、ともに考えていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。長くなりましたが、挨拶とさせていただきます。

ここで傍聴要領について確認しておきます。

傍聴要領第5条第3項にありますように、傍聴者の方は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。また、第6条にありますように、机上に資料を配付しておりますが、持ち帰り可能な資料は会議次第のみとさせていただきます。

傍聴者の方は、この傍聴要領の内容を遵守していただきますようお願いいたします。

また、委員の皆様へ審議をお願いするわけですが、本審議会におきましては会議録が必要でございます。

「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第5条により、「会議録は会長が作成する」「会議録には会長が指名した2人の出席委員が署名する」と定められております。前回は、石崎委員と池田委員にお願ひいたしましたので、本日の会議につきましては、大路委員と岡野委員のお二人にお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

#### 【受諾確認】

また、同じく第5条に「会議録」は「議事の要旨を記載する」こととなっておりますので、そのようにさせていただきますよろしいでしょうか。

それでは、まず、「平成27年度伊丹市におけるいじめの現状について」事務局よりよろしくお願ひします。

事務局

平成27年度伊丹市におけるいじめの現状についてご説明いたします。

はじめに、本市における「いじめ」の問題への基本方針については、1つめに、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるとともに、人権に関わる問題であり、絶対に許されるものではないという認識の下、「しない、させない、許さない」という姿勢を、学校の内外を問わず、子どもに関わるすべての大人が共有すべきものである。

2つめに、いじめの問題の克服への取組は、すべての子どもにとって開かれた、安心安全で充実した学びを提供できる学校づくりを目指して行われるべきものである。

この2点を基本方針と定めて、いじめの防止等の取組に努めております。

具体的な対応としては、「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」「学校いじめ防止基本方針」及び、県教育委員会から発出されている「いじめ対応マニュアル」を踏まえた取組を充実させ、早期発見、早期解消に努めています。そして、何よりも未然防止に最も力を入れて取り組んでおります。

次に、お手元の資料の「2いじめの認知件数等の推移」についてですが、昨年度は、いじめの認知件数の多寡を問題にするのではなく、多くのいじめを認知し、解消することを心掛けました。その結果、小学校の認知件数は約2倍以上に増加しました。

また、中学校は、前年度を下回っていますが、先生方が積極的にいじめを発見し、認知

したため、千人あたりの認知件数の割合は、全国のおよそ2倍以上、県のおよそ6倍以上の認知件数となっております。今後も、各学校におきましては、積極的にいじめを発見し、解消に向けて取り組んでまいります。

それでは、報告にうつらせていただきます。

まず、本市においては平成27年度、小学校613件、中学校155件のいじめを認知しました。

いじめの解消状況については、小学校では「解消したもの」が97.9%の600件、「一定の解消が図られたが、継続支援中」が2.1%の13件、「解消に向けて取り組み中」が0件でした。中学校においては、「解消したもの」が80.0%の124件、「一定の解消が図られたが、継続支援中」が19.4%の30件、「解消に向けて取り組み中」が0.6%の1件でした。

発見のきっかけについては、小学校において最も多いのが、「アンケート調査等」で88.7%の544件、次いで、「担任」が4.4%の27件、次いで、「本人の保護者からの訴え」が3.8%の23件でした。中学校においても最も多いのが小学校同様「アンケート調査等」で58.1%の90件、次いで、「本人の訴え」が24.5%の38件、次いで、「本人の保護者からの訴え」が7.1%の11件でした。

いじめ発見には、アンケート調査等が最も有効な手段であることがわかります。また、小学校では、担任が27件のいじめが発見することができていますが、中学校では4件のみになっており、中学生になると、小学生に比べ、いじめが見えにくくなっていることも考えられます。

ただ、「本人の訴え」が認知件数1/4をしめ、いじめ防止に向けた学校、市の取組も進み、「担任と交わされる個人ノート」や「教育相談」等で教員に相談することができていることが伺えます。

次に、いじめの態様についてですが、小中学校とも最も多いのが「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」で、小学校は69.0%の423件、中学校は84.5%の131件で、次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」で、小学校29.2%の179件、中学校26.5%の41件、次いで、「仲間はずれ、集団による無視をされる」で、小学校17.8%の109件、中学校10.3%の16件と、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」の10.3%の16件でした。

昨今、問題となっている「携帯電話等を使用したいじめ」については、小学校で0.8%の5件、中学校で7.1%の11件でした。

いじめの割合こそ少ないですが、今後、学校、市教委としましても、携帯等を使ったいじめ防止に向けた取組を推進してまいります。そのひとつに、昨年度から県立大学と連携した「携帯・スマホトラブル防止教室」を開催しています。

今後とも、学校、家庭、地域と連携を図れるよう努め、いじめで悩む子どもを出さない伊丹のまちを目指してまいりたいと考えます。

以上、平成27年度伊丹市におけるいじめの現状についての報告です。

- 会 長            ありがとうございます。ただいまの報告に対し、質問・ご意見を申し上げます。
- 岡野委員        いじめ発見でアンケートによる割合が多いのですが、どのような取り方をしていますか。
- 事 務 局        1、2 学期に市の統一様式を教室で行っています。3 学期は学校の独自の様式で行っています。
- 岡野委員        匿名ですか。
- 事 務 局        無記名です。
- 佐藤委員        補足ですが、各クラス、全校を対象にアンケートを実施して発見というのがありますが、それに伴い担任が生徒と 1 対 1 で教育相談を行っています。それによる発見もあります。
- 鈴木委員        いじめ対応について、I T 機器による誹謗中傷はいろんなところで見られますが、世間の認識より報告は少ないのですが、こういうことがアンケート調査等からわかるのでしょうか。
- 事 務 局        佐藤副会長がおっしゃったように、アンケート調査後の個別対応で具体的にいじめの態様がわかり、それについて対応しております。聴き取り調査の中で、携帯・スマホに係るいじめもわかってきます。  
大人には見えないものがあるかもしれないという危機感は常にもっています。ここに挙がっている数字は、あくまで認知件数だと捉えています。
- 会 長            私自身もこれは、なかなか見えないと思います。実際には認知件数以上に深刻なものがあるのではないかと思います。
- 花光委員        鈴木委員が言われるように、桜台小では 6 年生で 6～7 割の携帯所持率であります。しかし、学校が把握している問題は少ないと感じます。保護者から学校に悪口を言われているかもしれないという相談があります。持っている割には問題が少なく上がっているとは感じています。子どもたちが下校後、悪口を書くなどしているので、トラブルについても学校に持ち込むのではなく、自分たちでという考えもあるのではないかと思います。
- 鈴木委員        認知件数の倍以上はあると認識しておくべきでしょう。

大路委員           私も認知件数以上にあると思います。フェイスブック・ツイッターなどで深夜徘徊している画像が出回っていることや、先日の台風により、子どもたちが帰宅したあと自宅にいないで出歩いていることもわかります。SNSは一気に拡散するので、いろいろなところに派生します。また、いじめの定義が広範囲であれば、ほとんどの子が他人から何らかのストレスを抱えています。それを入れると、もっと認知件数があがってくると思います。

村上委員           スマホのいじめは目に見えない部分、大人が把握しにくい部分があると考えていかねばならないと思っています。SNSなどを通したいじめは表面化しにくいです。保護者を含め、児童生徒は意識をもってもらわなければならないと思います。いじめ防止フォーラムを開催した際、各中学校でルールを決めていこうということを行いました。ルールの中に、困ったときは大人に相談していこうというものがあります。そのあたりから手立てを打っております。各校でもスマホの研修などを行う中で、児童生徒の意識を高めていく必要があると思います。

市川委員           アンケートの項目は全国共通なのでしょうか。パソコンや携帯とは手法の問題であって中身ではないと思います。分析をどう活用するかはわかりませんが、パソコン・携帯から出てきたいじめがどういう中身のものかを見ていかなければなりません。

会 長               誹謗中傷、嫌なことをされるというようになっているので、嫌なことをされたとするともう少し件数が上がるかもしれません。

林 委 員           スマホに関しては認知件数が少ないと思います。補導していても、大きなショッピングモールで小学生一人一人がスマホを持っています。昔は、ゲームをそれぞれがしていて、声をかけたら会話はしてくれました。今は、LINE で言葉を送り合っています。声をかけたらスマホを隠す。それぞれがその場にはいない子にLINE で会話をしています。子どもをしていることの中身を両親が把握できているのでしょうか。どういうものを使っているのかということを理解している親が少ないから、問題も起こってくるのではないかと思います。大きな公園のライトの下で、中学生がLINE をしている姿があります。みんな携帯をいじっており、何かあるんじゃないかと思いながら、声かけだけにとどめています。その姿をみると、あがっている数字は少なく思います。

アンケート調査後の個人面談について、何回くらいの面談を行っていますか。また、いじめの中身がわかってくるのかお聞きしたいです。

佐藤委員           教育相談はアンケート調査後に必ず行います。アンケート調査に基づいてだけでなく、日頃の生活についても行っています。部活動指導や教科指導の教員など、その子にかかわる教員同士で情報交換をしながら把握していく形で行っています。

石崎委員　　今のアンケート項目の一部は、手段方法の認識であると感じています。その子がどれだけ傷ついているのかということがわかるアンケート調査があるとよいです。人と人との関係性を充実させていく取組を行っていかなければ、いじめを解決していくのは難しいと思います。

教 育 長　　市川委員のご指摘を聞いて、アンケート調査については、国のいじめの態様に対応させて、複数回答としています。しかし、深刻ないじめが法をつくってもなくならないということに問題が潜んでいます。国全体として中身について考えていくことが必要であります。

会 長　　次に、「平成 28 年度 いじめアンケート調査（1 学期）の結果について」事務局よりよろしくお願ひします。そして議論を続けていきたいと思ひます。

事 務 局　　平成 28 年度いじめアンケート調査（1 学期）の結果についてご説明いたします。今年度、6 月 4,5 週目に実施したいじめの実態把握のためのアンケート調査についてですが、小学校 400 件、中学校 126 件のいじめを認知し、解消に向けて取り組みました。

アンケート調査は、6 月末に実施し、約 1 ヶ月間、各学校で教育相談や家庭訪問、三者懇談会、部活動の時間等を活用して、児童生徒から丁寧に聴き取った結果、7 月 19 日現在、小学校では、「解消したもの」が 74.2%の 297 件、「一定の解消が図られたが、継続支援中」が 21.8%の 87 件、「解消に向けて取り組み中」が 4.0%の 16 件でした。中学校においては、「解消したもの」が 69.0%の 87 件、「一定の解消が図られたが、継続支援中」が 27.0%の 34 件、「解消に向けて取り組み中」が 4.0%の 5 件でした。

その後、夏季休業中や 2 学期に入り、更に解消に向けて取組を進めてまいりましたので、現在は、(2)のように解消に向けた取組が進んでいます。

最後に、いじめの態様についてですが、これも先程と同様に小中学校とも、最も多いのが「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」で、小学校は 65.8%の 263 件、中学校は 81.7%の 103 件で、次いで、小学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」で 29.8%の 119 件、次いで、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」で、17.8%の 71 件でした。中学校では、2 番目に多いのは「仲間はずれ、集団による無視をされる」で 15.1%の 19 件、次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」で 12.7%の 16 件でした。

「金品をたかられる」とは、自分の持っている物をちょうだいとねだることや、おごつてと言われるもので、金銭をたかり、要求しているものはないと聞いています。

現在のいじめとは、次頁に定義を載せておりますが、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定められています。

そのため、子どもたちが何らかのストレスを感じる行為は、いじめと認知して対応しています。

また、文部科学省が示すいじめの定義の2段落目にいじめの起こった場所は学校の内外を問わないと示されています。以前、岡野委員が、学校の登下校や教師のいない休み時間等の隙間にいじめが行われるとご指摘いただいたように、学校、家庭をはじめ、地域の方々を含め、多くの皆さまの目で温かく子どもたちを見守り、かつ、「これ何かおかしいぞ」「心配やな」と思われることがありましたら、学校にご相談いただけるよう、今後も取組を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

以上、平成28年度いじめアンケート調査（1学期）の結果についての報告です。

会 長 説明していただきましたが、今の報告についてご質問はありませんか。

松本委員 パソコンがきっかけとなっていじめが起こるというより、いじめがあってそのことを回すツールがパソコンであります。起こった後のことの議論がなされていますが、ここは防止を考える場と捉えています。教師は、教師になるために起こった後の対応については、学んでこられていると思いますが、教師になったあとでは、どのように学んでおられるのでしょうか。

事務局 研修会をもち、定義など周知をはかっています。月1回の生徒指導担当者会では周知や情報交換を行っています。担当者が学校に持ち帰って報告し、学校でも取り組んでもらっています。

松本委員 教員は、授業なども行い忙しいと思いますが、先生の発した一言がいじめにつながることもあります。その視点も大切だと考えます。

会 長 いじめ防止の研修の講師を伊丹市で開催したり、免許更新講習でいじめについて取り上げたりしています。認識しておかねばならないことは、教員の感度に微妙な違いがあることです。研修での学びもありますが、職場で実際に事案について学んだり、雑談からいじめについての取組を話すことができたりするか、そこで止まってはいけないが、雑談からのOJT、私はOJL（オンザジョブ・ラーニング）だと思っていますが、そういうことと研修を重ね合わせることが、教員の力量形成につながると考えます。学校は多忙であります。電通の事件がありましたが、調査をみていると教員の残業持ち帰りは月100時間を超えています。文科省の調査をみても中学校で74時間10分となっています。職場での学び合いをしていかないといじめはなくなりません。貴重な意見として受け止めていきます。

花光委員 若い先生が増えていて、我々があたりまえと思っていることも感度が違うと感じることもあります。周りの先生が若い先生に指導している場もよく見ます。職場における学年内



での学びは非常に大きいと思います。

佐藤委員 会長が話された職員室の雰囲気について、先生によって感度、そして見方が違います。いろいろな方向でみることで職員室の会話を促進していくことを考えています。SSWに週1回きてもらっています。また、SCの配置も同じ日にしています。できるだけ職員室にいてもらい、専門的な知識を持つ方がきてくれると、先生方が安心します。どこへつないでいったらいいのか先生だけでは見えないことも相談に乗ってもらえます。それが教職員の負担軽減にもなっています。生徒の心を育てる教育を行うのが教員の仕事です。SSWやSCといった人員が増え、気軽に相談できる体制が必要です。

村上委員 一人の教員が抱え込み、大きなことになってしまっても手遅れになることがあります。そうならないために組織的な対応、専門的な見方のできる人を入れることで多面的にみる取組をしていくことが大切だと考えます。

教育長 頭にあるのは、全国では重大事案に至ることが減っていない。研修につきるが、研修の中身が大切であります。食事がすすんでいない、休みがち、服が汚れている・・・背景にあるものを見取る感性を磨くことが必要であります。だんだんそういう感性が低くなります。だから、具体的事例をあげて、子どもたちはこのような訴えをし、先生はキャッチし、組織的な対応ができていないか、そういうことをきめ細かくできている学校とそうでない学校では大きな違いがあるので、できている学校の取組を広げていきたいと思えます。

鈴木委員 小学校のSC時代、職員室・教室で教員や児童の様子をみてきました。児童クラブでは、児童が本音の姿をみせることがあります。保護者も家庭の問題を児童クラブの指導員に伝えることもあります。子どもには、教室の姿と家庭や児童クラブの姿があるので、一面だけではないということに気づくことが先生には必要です。先生の忙しさをいわれると次に進みにくいが、なぜいじめの問題にすぐ取り組めないのかという設問に忙しいからという答えが上位にくるのを見ることがあります。忙しくても優先順位を考えれば、他のことよりもいじめ対応を取り上げるべきなのではないかと考えています。これは、伊丹の話ではありませんが。

会長 今でできたご意見が大切です。各専門家の目が学校に入ることでもとらえ方が変わってきます。学校はその子の一部であり、児童クラブ、家庭、登下校もあります。いろいろな人が集まって議論するだけでなく、実際的に行動に移していくことも役目であり、いじめの解消について88.7%になっているが、何をもって解消というのか、謝罪があればいいのか、解消ということにどれだけの意味を込めているのかを考えていくことも必要であります。謝っても続いていること、心の傷はいえていない子もいるかもしれません。本当の意味での解消を考える視点が必要であります。多忙という理由ですませるのではなく、具体化をすすめていきたい。

会 長           それでは、協議にはいります。「平成 28 年度伊丹市いじめ防止フォーラム」について協議いたします。まず、はじめに、昨年度のいじめ防止フォーラムの概要と第 1 回審議会において皆様から頂戴しましたご意見をもとに事務局（案）を作成しましたので、事務局から説明していただきます。

事 務 局           今年度も 11 月に、伊丹市いじめ防止フォーラムを開催し、様々な立場の方にご参加いただいて、開催したいと考えております。

                  簡単に昨年度のいじめ防止フォーラムを振り返っておきます。いじめ防止フォーラムのアピールしているチラシがありますので、ご覧ください。

                  昨年度は、平成 28 年 2 月 7 日にスワンホールにおいて、中学生、教職員、P T A、関係機関のみなさま、約 200 名が一堂に会して行いました。

                  北中学校生徒会による「生徒会による携帯・スマホに関するルールについて－生徒会活性化推進事業を受けて－」と題しての発表と、西中学校生徒会による「西中学校いじめ防止宣言を含むいじめの防止の取組」について発表してもらいました。

                  また、「いじめを生まない街づくり－ネットいじめを中心に－」と題して、市内すべての中学校生徒会代表生徒と、保護者、教職員、警察の代表者がパネリストとなり、新井会長にコーディネーターを務めていただき、討論会を行いました。

                  今年度は、来月 11 月 12 日（土）にスワンホールにおいて開催する予定にしています。今年度のこの審議会は 2 回目となりますが、5 月 30 日に行いました 1 回目の会において、フォーラムの持ち方について、もしご意見あればということでお伺いしました。そこでは、いろいろな立場の方が参加する中で共通の課題をもつこと、体験者の声を聞いてはどうかとのご提案をいただきました。それらのご提案をもとに、事務局でも検討をさせていただきました。

                  みなさまからいただいたご意見の通り、今年度も、できるだけたくさんの方に来ていただきたいと考えております。人数はもちろんですが、立場についてもそうです。中学生という立場、保護者という立場、教員という立場、子どもを近くで見守ってくださっている方の立場、なかなか子どもと接する機会はないけれど遠くから見まもってくださっている方できるだけ多くの立場の方々とともに、会を持ちたいと思っております。

                  そのなかで、ご提案いただいたとおり、フォーラムというひとときを一つの課題について共有する場としたいと思えます。

                  また、経験者の意見を聞いてはどうかとのご意見もいただいております。検討いたしまして、これについては、実際に、当日、いじめ経験された方をお招きしてお話をお伺いすることはいろいろな観点から少し難しいかと感じておりますが、ひとりひとりの思いや、ひとつの事例にじっくりと寄り添うということを大切にする機会にしてほしいという趣旨のご意見だったかと思えます。テレビなどでも、有名な芸能人が、自分のいじめや不登校の経験を語る場面をよく目にするようになりました。ただただ、「いじめはだめ」という話ではなく、ひとつひとつの事例を件数で数えてあげていくのではなく、皆で一つの課題を見つめて、話し合うことによって、心からいじめはあってはならないもの、でも、

そばに存在している可能性があるもの、いじめの芽に気づいたときどう対応していくのか、いじめている人、いじめられている人、周りの大人にどうアプローチするのかなど、考える機会を持つことが大切なのではないかとお示しいただいたと、考えております。

そこで、たとえば、一つのいじめの事例を取り上げて、さまざまな立場の方が、それぞれの視点からその事例について話し合う場を設定するというのはどうかと考えております。

そのような中で、その事例について、それぞれの立場から、どのように感じるのか、どのような手立てが打て、どのように手を差し伸べられるのか、どのような解決方法があるのか等、具体的にともに考える機会をもてればと思っております。

「いじめはあってはいけない」とだれもが思っているけれど、現実的にはあります。「いじめはだめ」と表面的・一面的に考えるのではなく、多様な考えを出し合うことによって、いじめについて、多角的なアプローチができるのではないかと、子どもたちにとっても新しい見方、大人にとっても新しい見方ができるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。新井会長、ご協議よろしくお願ひいたします。

会 長 今、説明がありましていじめ防止フォーラムについて、みなさまのご意見を賜りたいと考えております。忌憚のないご意見をお願いします。

事例をひとつ取り上げ、生徒・教員が考える。そこに地域の方々が考えをだしていく議論を中心としたフォーラムということであるが、いかがでしょうか。

石崎委員 難しいと思います。本音で語り、事例を見せられても現実では無理だよね、きれい事ではいけないよね、そんなことくらいじゃいじめはなくなるということ子どもたちは知っています。方向性は作れるとは思いますが。

事務局 中学生という年代からご意見のこともあると思います。周りのこととして捉えられる、ネットについては子どもの方が知識がすすんでいます。これっていじめ？という事例などを通して、教師が導くのではなく、子どもたちが考えていく事例を出していきたいと考えています。

石崎委員 いじめに関わったことで自分がいじめられるということを考えることもあります。いじめられている子をかばったことで、自分がいじめられたらどうするところまで考えさせることもあります。そうしてでてきたたくさんの意見を視覚化して「みんなが考えたんだよ」と持って行くこともしています。参考までに。

会 長 教員として、学校としての考えを出し、生徒はどうなんだろう？本当に解決できるの？と議論させる試みと捉えています。私がコーディネーターなら難しい取組であると感じます。しかし、石崎委員のご意見なども参考に、実り多いものにできる可能性はあります。

大路委員 形態は昨年と一緒ですか。最終目標は知識の共有か、各中学校の代表が少人数で話し合いを行い、ワークショップ形式の方が本音が出やすいと思います。

会 長 先生方が架空の中学校の生徒として発表して、生徒にそれを投げかけて考えさせてみるという方法もあります。難しいですか。

松本委員 壇上に上がるのは、生徒会の子たちですか。1年で解決したということで終わらせること自体が、結果ありきだと感じます。たとえば、どんな子をいじめたくなる？なんでいじめたくなる？という発信も考えられます。人はそういう気持ちが出てくるということをして小中学校のうちにだして、いじめから逃げるのもありと個人的には思っています。現実的に話し合ったことが使えることが必要であると考えます。

事務局 どのような着地点という点でご意見をいただいております。情報共有は資料でできます。事例を示して本音で語り合わせることで心を揺さぶり、これからの生き方を考えさせる場にしていきたい。何か結論を出すというのではなく、次への気づきや思いを心に持たせる場と考えています。

会 長 いじめはだめ。命は大切。それはすべての子どもが思っています。しかし、いじめは起きます。そこに何かあるのかということに踏み込み、きれい事では終わるのではなく、先生そんなの無理だよということ、自信がないよということ、そういったことが生徒から生み出させるようなフォーラムであればいいが、難しいことではあるが、まずやってみることもいいと思います。

市川委員 去年のことはよくわかりませんが、お話を聞いていると、このフォーラムの目的と何をしようとしているのかがわかりにくい。子供たちの本心を知りたいのか、企業にもいじめは存在します。自分を守るためにいじめが起こることがあります。なぜそういう気持ちになるのか、どういったときにそういう気持ちが起こるのか、ということを出させることが目的なのでしょうか。全方位的な話ではなくて、今回の目的に合わせた対象者であることが必要です。結果を出すことが大切なのではないと思います。

会 長 社会総がかりでいじめをなくそうとしているから、全方位的になっているのではあるが、目的に応じた対象者であることも必要です。それについて事務局はどう考えていますか。

事務局 市民の皆様は、どんな風にしていじめを防止していくかということを知りたい場であり、学校としてもすすめていくということを知っていただく場でもあると考えています。子どもたちが学校に帰って、各校の取組に生かしてもらいたいとも考えています。それも目的の1つであります。

会 長 学校では当然いじめについて考えさせ、主体的に考える時間をとってやっています。学校でできることはやっています。教員が考えていること、生徒が考えていることを、一般にさらしていく、どこまでできるかわからないが、そういうフォーラムではどうでしょうか。学校で当たり前と思っていることにはなかなかメスが入らない。それをあえてさらすことによって、一般からのメスを入れてもらうことで、取組が広がっていく。それもフォーラムの目的になるかと思います。

今日意見がでなかったことについては、書面で事務局に寄せてください。その他のご意見はないでしょうか。

福田委員 いじめの問題は難しい。警察がどう関わっていったらいいかわからない。いじめが犯罪行為になるなら取り締まるのは警察です。警察にこうしてほしいということがあれば言っていただきたい。そして、対応していきたい。

警察にいじめの相談があるかと言われれば、今年に入っては1件だけです。これは、スマホやSNSの件数が少ないとあるが、LINEでつながっているのは友達同士、そして、LINEを通していざこざになっていく。高校生くらいになると、彼氏彼女の取り合いで言い合いになってくる。この時は保護者を交えて話をしました。どういう風に解決していくかを話し合い、一応解決していった。いじめは難しいが、警察にこんなことをしてほしいということがあれば言っていただきたい。

会 長 LINEの話がでたが、LINEでこういうことがあったが、学校で話をしないで解決してほしいというような保護者からの依頼があることがあります。LINEに入っておきながら、2ヶ月ほどでぴたっと切るなどのやり方で問題が起こることもあります。今までご意見を出されていない方、ご意見ありますか？

警察との連携も課題にあがりました。フォーラムについてもそうですが、いじめ防止全般について、市として何ができるのかを考えていきたいと思います。

ありがとうございました。本日、みなさまから頂戴しましたご意見をもとに、今後、事務局とともに協議し、いじめ防止フォーラムを開催したいと考えます。

今後、本審議会において、頂戴しましたご意見をもとに、各学校にお伝えし、伊丹市の子どもたちにとって、実効性のあるいじめ防止等の取組につなげていければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれまでといたしまして、事務局にマイクをお返しいたします。

事務局 本日は、長時間、熱心にご審議いただきましてありがとうございました。

次回は、11月12日開催予定のいじめ防止フォーラムを午後2時からスワンホールで開催いたします。

また、お車でお越しの方は、後方に駐車券を通す機械がございますのでご利用ください。以上で本日の会議を終わらせていただきます。長時間お疲れ様でございました。